

---

# 県立学校電子黒板等賃貸借契約仕様書

---

佐賀県教育委員会事務局  
教育DX推進グループ

---

# 目次

第 1 章 総論	1
1.1 本業務の背景	1
1.2 本調達目的	1
1.3 用語の定義	1
第 2 章 現行業務及びシステムの状況	2
2.1 現行業務の状況	2
第 3 章 本業務の概要	3
3.1 契約方法	3
3.2 賃貸借期間	3
3.3 本業務の範囲	3
3.4 調達仕様等	5
3.5 調達付随作業	15
3.6 スケジュール	16
第 4 章 調達対象の詳細要件	17
4.1 機能要件	17
4.2 サービス要件	17
第 5 章 調達付随作業における詳細要件	18
5.1 要件定義フェーズ	18
5.2 マスタ作成・検証フェーズ	18
5.3 キットニング・設置フェーズ	18
5.4 操作支援フェーズ	21
5.5 保守フェーズ	21
5.6 廃棄フェーズ	21
第 6 章 業務遂行に関する要件	22
6.1 プロジェクト管理	22
6.2 体制及び要員に関する要件	22
6.3 打合せ・報告に関する要件	22
6.4 本調達の納品物	23
第 7 章 その他	25
7.1 機密保持	25
7.2 情報セキュリティに関する受託者の責任	25

7.3 法令等の遵守 .....	25
7.5 その他 .....	26

# 第1章 総論

---

## 1.1 本業務の背景

佐賀県では、新たな時代に対応した教育の実現に向け、全県規模で ICT 活用教育に取り組んでおり、平成 24 年度、平成 25 年度にかけて県立学校への電子黒板の本格的な導入を行っている。また、令和元年度に各県立学校の全ての普通教室及び主要な特別教室の電子黒板の更新し、令和 4 年度には一部の特別教室へ電子黒板を追加整備し、ICT を活用した授業環境の高度化を推進しているところである。

このたび、令和元年度に導入した電子黒板のリース期限を迎えていることから、該当学校に対し電子黒板及び操作用端末を更新する必要がある。

## 1.2 本調達之目的

県立高等学校・中学校・特別支援学校に電子黒板及び操作用端末を整備し、ICTを活用した教育の質の向上を図ることにより、授業の効率化や能力に応じた分かりやすい授業の実現を目的とする。

## 1.3 用語の定義

(1) 受託者

業務委託契約に基づき、本業務を実施する事業者をいう。

(2) 電子黒板

ここでは液晶一体型電子黒板をいう

(3) 操作用端末

電子黒板を操作するためのノート型パソコン

(4) ヘルプデスク業務委託業者

別途、県が委託を行っている、佐賀県GIGAスクール運営支援センター業務委託業者

(5) 教育情報システム運用保守業務委託業者

別途、県が委託を行っている、新教育情報システム運用・保守業務委託事業者

(6) 校内LAN保守業者

別途、県が委託を行っている、佐賀県立学校校内LAN運用保守業務委託業者。ヘルプデスク業務委託業者と教育情報システム運用保守業者で運用保守を行っているため、特に指定がなければ両事業者を指す。

(7) 次期教育情報システム

教育情報システムを刷新し、令和 8 年度中に稼働を予定しているクラウド型の教育情報システム（以下、「次期教育情報システム」という。）。校内ネットワークの統合や認証系のサーバやソフトのクラウド移行等を実施する。

## 第2章 現行業務及びシステムの状況

---

### 2.1 現行業務の状況

現在、県では、電子黒板を次の環境により利用している。

- (1) 佐賀県立学校校内 LAN（各種サーバ）への接続
  - ・ MECM (Microsoft Endpoint Configuration Manager) サーバ
  - ・ アンチウイルスソフト配信サーバ
  - ・ Windows サーバ（ドメイン参加）
- (2) Office LTSC 版（ボリュームライセンス版）の利用

また、上記の利用のほか、Microsoft Officeを利用した文書作成、表計算、プレゼンテーション資料作成等を行っている。

さらに、次期教育情報システム導入により、フルクラウド型の環境下で端末を利用するため、オンプレサーバ利用から、クラウド型サーバ（**SaaS**サービス含む）の利用に変更することを予定している。

（変更が発生する予定のもの）

- ・ Microsoftライセンス
- ・ 認証方式
- ・ MDM
- ・ セキュリティ対策
- ・ GPO
- ・ ファイルサーバ 等

## 第3章 本業務の概要

---

### 3.1 契約方法

一般競争入札（事前審査型）

※運用及び保守（ハード保守を除く）契約はヘルプデスク業務委託として別途県が契約する。

### 3.2 賃貸借期間

県立高等学校・香楠中学校・唐津東中学校・特別支援学校

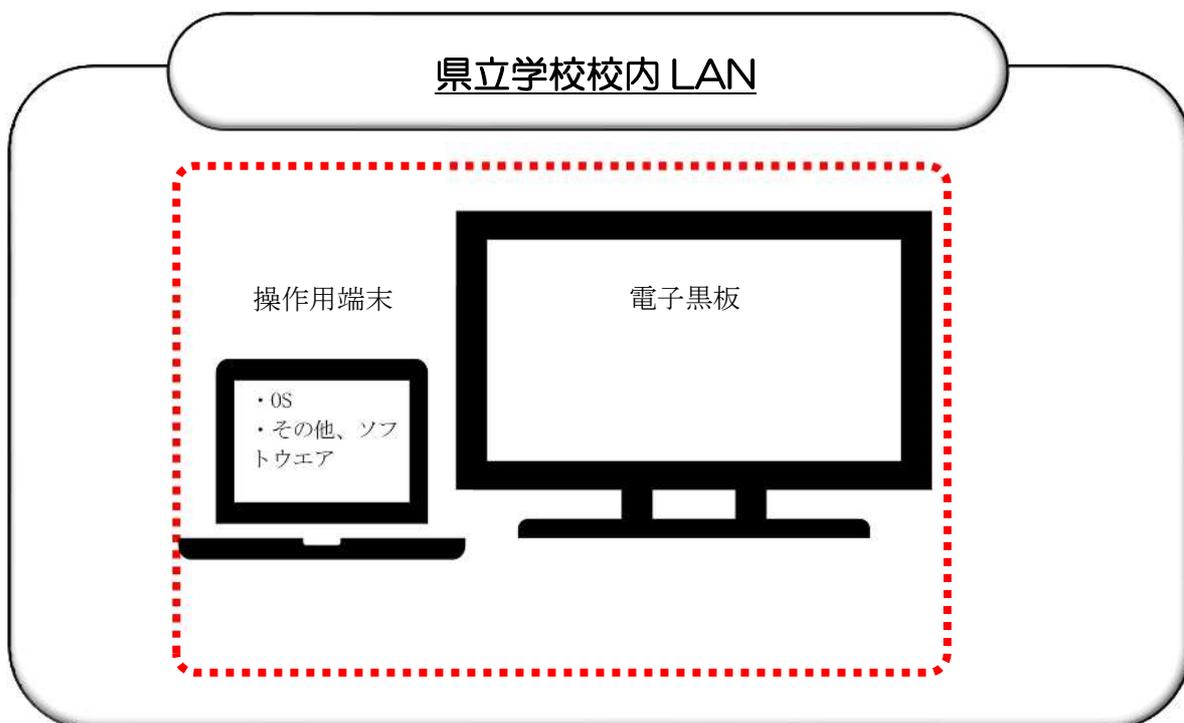
賃貸借期間開始から令和13年9月30日（火）までとする（最長60ヶ月）。

### 3.3 本業務の範囲

本調達範囲は、電子黒板及び操作作用端末等の納入、当該電子黒板等を佐賀県立学校校内LANに接続して、利用者が安定して電子黒板を利用できる状態にする一連の作業（マスタ作成及びマスタ復旧を含む）及び電子黒板ソフトや授業支援ソフト等のキッティング及び当該電子黒板及び操作作用端末等のハード保守体制を調達範囲とする。

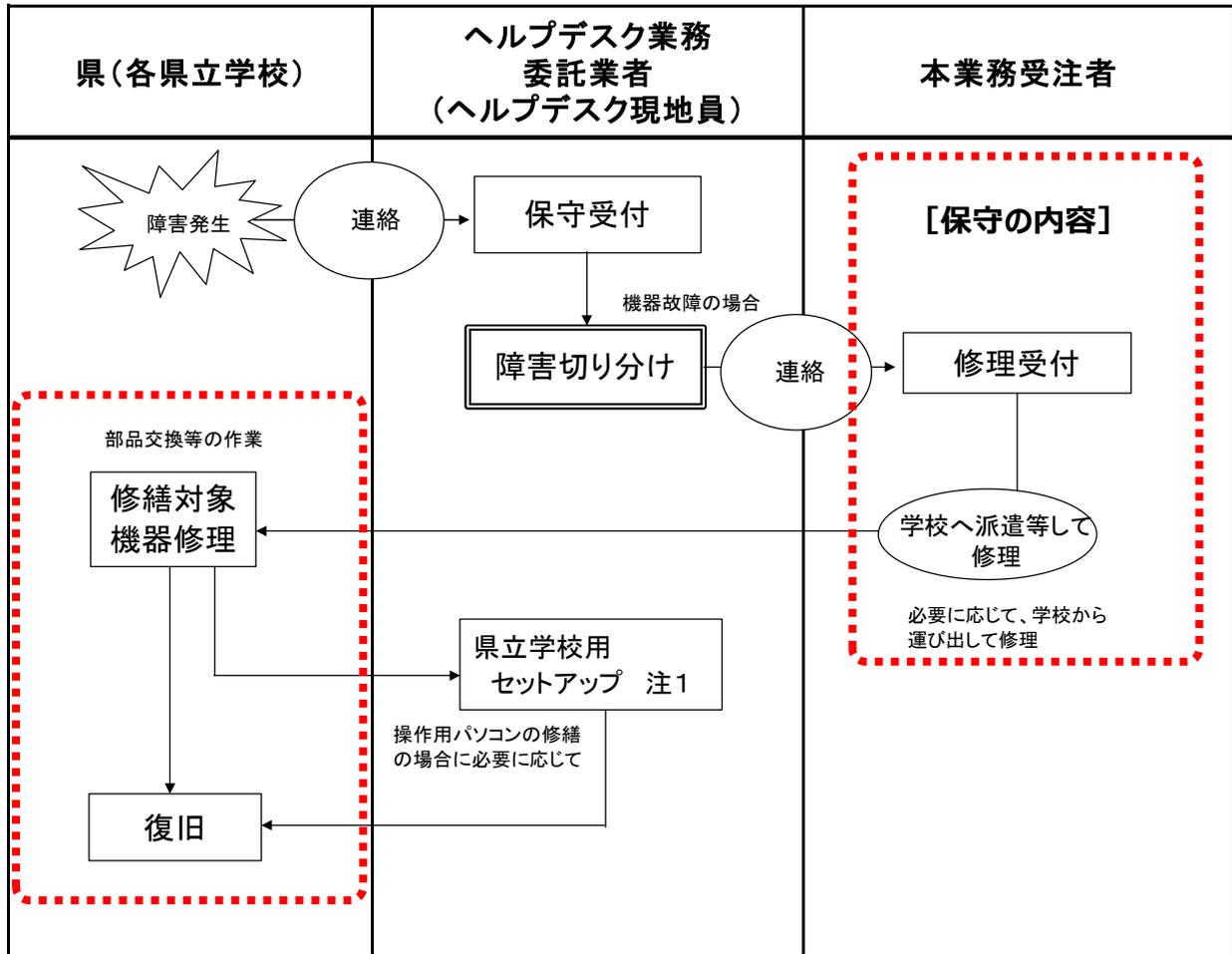
なお、操作作用端末等を接続する県立学校校内LANについては本調達の範囲外とする。

 : 本調達における保守の範囲



初期設定及び保守フェーズにおける、電子黒板及び操作用端末の修理並びにセットアップについて、別途県より委託を行っているヘルプデスク業務委託業者及び校内LAN保守業者と連携し、以下のスキームで対応すること。

 : 本調達における保守の範囲



注1) 県立学校用セットアップ  
 県立学校の校内ネットワークにおける固有の情報の設定作業（校内LAN接続のための諸設定、OS・Officeのセキュリティプログラムアップデート、ウイルス対策ソフトのインストール等）を指す。

受注者は、電子黒板等（操作用端末を含む）については、賃貸借期間開始日から起算して、60ヶ月間において、発注者の正常な管理のもとにおいて生じたと認められる故障又は発見された契約内容に適合しないものについては、発注者の請求により受注者の負担で修理又は交換すること。

※賃貸借開始前に、県が指定する納入場所に使用可能な状態で設置された時点から、使用者によ

る使用が可能であるため、順次設置された機器等に関しては、納期までの期間についても保証期間と同様に扱うものとする。

保守対象は、利用者が通常に使用しているにもかかわらず、使用に支障をもたらす障害が発生した場合とし、以下の障害に関しては保守対象外とする。

- ・取扱説明書に基づかない使用又は取扱いによって生じた障害
- ・故意又は過失によって生じた障害
- ・天災地変など、発注者及び受注者双方の責に帰すことができない原因により生じた障害
- ・消耗品等の障害（ただし電子黒板用ペン、マウス、各種コード類等の付属品は全て保守対象とする）

### 3.4 調達仕様等

#### (1) 機器仕様

佐賀県立学校校内LANに接続する機器として利用可能で、次表に示す仕様を満たしているものであること。

ただし、納入する電子黒板及び操作用端末等は、県立高等学校・県立中学校・特別支援学校で同一機種とする。

項目	仕様	台数 (個数)	備考
1 液晶一体型電子黒板		825	OS搭載型の場合は、Android バージョン14以上であること テレビ受信機能なし
画面寸法	75インチ（県立中学校、県立高校） 65インチ（特別支援学校）		【内訳】 県立中学校 24台 県立高校 571台 特別支援学校 230台
パネル方式 （タッチ機能付き）	液晶パネル ※タッチセンサーはパネルと一体型であること。後付、外付けは不可 ・マルチタッチ機能（10点以上）を有していること。 ・アンチグレア ・IPSパネル		
バックライト	LED		
表示画素数	3840×2160画素以上		
入力方式	・タッチパネル機能を有し、指先とペンどちらでも操作や書き込みができること。 ・赤外線遮断検出方式 ・電子黒板用ペン×2以上		

	<p>※仕様を満たすために必要なオプションを付加すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日光等の影響により操作に支障が生じないこと。</li> </ul>		
スピーカー	15W + 15W (左右) 以上 (前面)、ステレオ		
マイク	<p>ノイズキャンセリング機能付き、集音範囲 3～5m 以上、複数人の音声を明瞭に收音可能な性能。</p> <p>(遠隔授業の受講やハイブリット授業の配信を想定)</p>		
カメラ	<p>フル HD (1920×1080) 以上、広角レンズ (視野角 90 度以上)、オートフォーカス機能付き。</p> <p>(遠隔授業の受講やハイブリット授業の配信を想定)</p>		
インターフェイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HDMI×2 以上</li> <li>・USBType-C (PD (65W 対応)、DisplayPort ALTモード対応のもの) ×2 以上 (PD対応は内1つでも構わない。)</li> <li>・USBType-A×3 (うち2以上は3.0) 以上</li> <li>・ステレオミニジャック×1 以上</li> </ul> <p>※別途県が所有するパソコンを USB 接続によりタッチ可能とすること。</p> <p>※HDMI は、Miracast レシーバー、Lightning ケーブル、タッチパネル接続 (USB (Type-C または Type-A) も使用) 等を行うことを想定しており、同時に接続して使用することが可能であること。</p>		
専用スタンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手動または電動昇降でディスプレイ昇降が可能な移動式であること。</li> <li>・昇降機能により、任意の高さに調整可能であり、以下①および②の条件をスタンドからディスプレイを取り外すことなく同時に満たすことが可能であること。</li> <li>①電子黒板を設置した状態の高さについて、1,800mm (教室のドア) 以下にできること。</li> <li>②床面から電子黒板の画面最上辺までの高さについて、特別支援学校用は 2,000mm 以上、県立中学校及び県立高校用は 2,200mm 以上にできること。</li> <li>・棚板 1 枚以上を装備し、ノート型パソコンや Miracast レシーバーを設置できること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電動昇降式の場合は、0Aタップ等を用いて電子黒板側の電源と1つに統合させること。</li> <li>※教室内のコンセントは1つのみ使用すること。</li> <li>・第三者機関による震度6強以上の耐震試験をクリアしたことを証明する証明書を提出すること。</li> <li>ただし、上記および左記仕様を満たすこ</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタンドの左右キャスター部分の幅が1,000mm程度以下に収まること。</li> <li>・車輪を固定できるキャスター付であること。</li> <li>・転倒を防止する配慮がなされていること。</li> <li>・納入予定の電子黒板を取り付けた状態で震度6強以上の耐震試験を実施し、耐震性が確保されていること。</li> </ul>		とがカタログベースでも明らかな場合はこの限りではない。
接続用部材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時に差し替え等を行うことなく、容易にディスプレイに接続・アクセスできる運用とし、そのための接続に必要なHDMIケーブル、OAタップ、USBケーブル等の費用を含めること。</li> <li>・接続用部材の長さは1.5～5.0m程度とし、発注者と協議すること。</li> <li>・常時接続としては、Miracastレシーバー、HDMIケーブル、USBType-Cケーブル及びType-Aケーブル（タッチパネル接続等）を想定している。</li> <li>・Miracastレシーバーを接続するためのケーブルについては、既存のものを使用して差し支えない。ただし、納入する機器の都合上、既存のケーブルでの接続が困難な場合は、受託者にて用意すること。</li> </ul> <p><b>【接続が想定されるMiracastレシーバー】</b></p> <p>①エレコム株式会社「ELECOM LDT-MRC03」  映像出力端子：HDMI Type-A  電源端子：USBType-C  周波数：2.4GHz (IEEE802.11b/g/n)  (付属ケーブル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HDMI to HDMI:1本</li> <li>・USB Type-C to Type-A:1本</li> </ul> <p>②株式会社エルモ社「ELMO Cast」  映像出力端子：HDMI Type-A  電源端子：USBType-C  周波数：5GHz (W52)/2.4GHz (IEEE802.11b/g/n/ac)  (付属ケーブル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HDMI to HDMI:1本</li> <li>・USB Type-C to Type-A:1本</li> </ul> <p>特別支援学校については、今後、第10世代以降のiPadの調達を予定しているため、USBType-CケーブルでiPadの画面を今回調達する電子黒板に投影できること。</p>		<p><b>【電子黒板1台当たり 常時必要となる部材】</b></p> <p>(県立中学校・県立高校・特別支援学校共通のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HDMI to HDMI ケーブル×2</li> <li>・USBType-C to Type-C ケーブル×2</li> <li>・USBType-C to Type-A ケーブル×1</li> <li>・USBType-A to Type-B ケーブル×1</li> </ul>

操作スイッチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子黒板と一体化した物理的な操作スイッチを装備（文字がある場合は、日本語標記）、もしくは電子黒板ソフトウェアの機能により、電子黒板の画面上に1操作で出現・収納が可能なツールバーを装備していること。</li> </ul>		
ソフトウェア	<p>電子黒板ソフトで以下の機能を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指先やペンを使って、書き込みやツールバー操作（タッチ機能）等をスムーズに行えること。</li> <li>オーバーレイ機能を搭載し、外部入力（HDMI/USB-C 等）による映像上に直接手書きで書き込みが可能であること。書き込み内容は保存・共有が可能であること。</li> <li>背景色の標準設定を変更できること。または、既定の色のみではなく、オリジナルの背景色を自由に作成することができること。</li> <li>2人以上が共同作業する時のために領域制限なしに同時に書き込みを行えること。</li> <li>コンテンツ等の表示において、拡大や縮小などができること。</li> </ul>		<p>※電子黒板本体はネットワークに接続しない想定であるため、オフライン状態でも利用ができるよう操作用端末にも電子黒板本体と同等のソフトウェアをインストールしてよい。また、オーバーレイ時の書き込み内容の操作用パソコンへの保存・共有については、外部接続のデータ出力媒体（USB等）をもって、書き込み内容の保存・共有とすることは想定していない。</p>
その他	<p>以下の Multi cast レシーバーを併せて付属させ、設定及び設置をすること。</p> <p>メーカー：テクノホライズン株式会社 品名：ELMO cast</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Wi-fi 接続：2.4GHz 帯の電波を使用し、5GHz 帯電波の出力についてはオフにすること。</li> <li>チャンネル設定、電波の強弱設定等を行い、各教室間の電波干渉が少なくなるようにすること。</li> <li>その他、授業で利用する上で適切に利用できるように設定（SSID 設定、PIN コード設定等）を行うこと。</li> <li>対応 OS：Windows 10/11</li> <li>解像度：Full HD 対応</li> <li>外形寸法：外寸/L97×W32×H11mm（HDMI コネクターを含まない）以内</li> <li>重量：120 g 以内</li> <li>設定については県と協議の上、決定する</li> </ul>	595	<ul style="list-style-type: none"> <li>ELMO cast は県立中学校及び県立高校分のみ調達</li> <li>同等品不可</li> </ul>

	こと。		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子黒板システムソフトについては、納入後支障なく使用可能なこと。</li> <li>・リモートコントローラー、専用ペンを付属すること。</li> <li>・ディスプレイはリモートコントローラーを使用せず、本体のみの操作が可能であること。</li> <li>・操作端末の盗難を防止するため、移動式スタンドと操作端末をつなぐセキュリティワイヤーを付属すること。</li> <li>・接続用部材については、スタンドにまとめて固定するなど、使用時に邪魔にならないようにするとともに、紛失防止（テプラ貼付や部材格納バッグにまとめて据付する等）を考慮し対応すること。</li> <li>・Miracast レシーバーの盗難を防止するため、移動式スタンドにビニールテープ等で固定すること。</li> <li>・各種部材の設定・設置の詳細は発注者と事前に協議すること。</li> <li>・今後の拡張性を考慮し、OPS（Windows）ユニットが搭載可能な機種であること。</li> </ul>		
メーカー保証	賃貸借期間開始から1年間とする。		

項目	仕様	台数 (個数)	備考
2 電子黒板操作用端末		825	
CPU	Intel 社製 Core i5 第 13 世代以上または同等以上の性能を有すること	825	同等以上の性能を有すると判断する場合は、客観的な性能比較資料（例：ベンチマークスコア、メーカー公式資料等）を提出すること。
液晶ディスプレイ	12～16 インチワイド 最大表示解像度 1920 ドット×1080 ドット以上		
外部ディスプレイ解像度	3840 ドット×2160 ドット以上		
メインメモリ	8 GB 以上		
ストレージ	SSD 256GB 以上		
内蔵光学ドライブ	スーパーマルチドライブ（外付け可だが、ポート数確保かつ盗難対策が実施されていること。）		
サウンド	ステレオスピーカー内蔵		
インターフェイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・USB（Type-A）：3 ポート以上（うち 1 ポート以上は 3.0 以上）</li> <li>・USB（Type-C）：1 ポート以上（最低 1 ポートは Power Delivery 対応であること）</li> <li>・HDMI：1 ポート</li> <li>・LAN コネクタ：1 ポート（1000BASE-T（Gigabit Ethernet）以上対応）</li> <li>・3.5mm のステレオヘッドフォン・マイク兼用ジャック</li> </ul> <p>上記外部端子は外付け USBHub による代替でも可とする。</p> <p>※LAN コネクタが外付けとなる場合、管理する際に外付け USBHub ではなく PC 本体の MAC アドレスを確実に認識可能な仕組みを有しているものとする。</p> <p>【USB ポートの使用想定】以下の想定で使用可能であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・USB（Type-A）：マウス、指紋認証用機器（本調達対象外）、オーディオ変換アダプタ（本体内蔵ではない場合）、外付けマル</li> </ul>		

		<p>チドライブ（必要に応じて）</p> <p>※オーディオ変換アダプタは USB ポートの兼用可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・USB（Type-C）：電子黒板（タッチパネル接続を含む）、外付けディスプレイ、外付けUSBHub等</li> </ul>		
	キーボード	<p>標準日本語キーボード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キーボードの手前にマウスカーソル操作及びクリック操作が可能なタッチパッドを搭載していること</li> <li>（キーボードが取り外せるものでも可。その場合メーカー純正品であり、専用コネクタとの物理的な接続により利用できること）</li> </ul>		
	マウス	スクロール機能付き有線マウス		
	内蔵ポインティングデバイス	標準内蔵		
	バッテリー	<p>内蔵(稼動時間：3時間以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常に電源に接続した状態での使用を想定しているため、過充電とならないような機能を有すること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・JEITA3.0測定法に基づく測定値</li> </ul>
	通信	<p>有線LAN内蔵 (1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応、インターフェース標準装備)</p> <p>5～10m程度のLANケーブルの費用を含めること</p> <p>無線LAN内蔵(標準装備、PCカード不可) (IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク接続制限を実施しているため、県が求める情報を提示する事</li> </ul>
	OS	<p>Microsoft Windows 11 Pro/Education相当</p> <p>※Microsoft Windows 11 Pro/EducationについてはMicrosoft Shape the Future プログラム認定レター（LOE レター）を取得済み。レターが必要な事業者は、問合せること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県にてライセンス取得済</li> <li>・県が所有しているアップグレード権を利用可</li> <li>・納入時にインストールしていること</li> <li>・最新のセキュリティ修正パッチを適用していること</li> </ul>
	総合ソフト	<p>日本語版 Microsoft Office LTSC Professional Plus2024</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県にてライセンス取得済</li> <li>・納入時にインストールしていること</li> <li>・最新のセキュリティ修正パッチを適用していること</li> </ul>

				※OS 及び総合ソフトは佐賀県が別途保有する教育機関向け総合契約（以下「EES」(Enrollment Education Solutions) という)の特典である「Student Use Benefit」を利用
	Server CAL	ライセンスプログラムは佐賀県教育委員会が保有する EES を利用すること。 ※Microsoft 製品・ライセンスプログラムの詳細については、日本マイクロソフト文教本部に問合せ・確認を行うこと。		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子黒板システムソフト</li> <li>・ウイルス対策ソフト ※県所有</li> <li>・授業支援ソフト ※県別途調達</li> <li>・MECM エージェント ※ライセンスプログラムは佐賀県教育委員会が保有する EES を利用すること。</li> <li>・Adobe Reader</li> <li>・Teams</li> <li>・Zoom</li> </ul> <p>その他、必要なソフトウェアのインストール、調整、設定を行うこと。 (その他のソフトウェアについては、必要に応じて受注者と協議する。) インストールするソフトについてはすべて最新の修正パッチを適用すること。 また、次期教育情報システム用の端末設定、各種ソフトウェアの導入が発生する場合があるため、契約後の要件確認において、設定導入内容の協議と対応を行うこと。</p>		
	メーカー保証	賃貸借期間開始から 1 年間とする。		
3	その他			
	設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室内の LAN 端子は 1 つのみ利用することとし、電子黒板や操作端末を使用する際に邪魔にならないよう考慮すること。</li> <li>・各機器の搬入から据え付け調整、必要に応じた個別設定後の試運転を行うこと。また、設置後の問い合わせ等に対する対応も行うこと。</li> </ul>		

		<p>・賃貸借期間開始後60月は無償保証期間とし、出張修理を前提とするが、交換対応となる場合は別途学校と調整を行ったうえで対応すること（修理部品は純正品によること）。なお、交換対応の場合に係る費用は受託者負担とする。</p>		
--	--	--	--	--

## (2) ソフトウェア仕様

次のソフトウェアの使用許諾権が、本件に係る操作端末の使用者に与えられているので、本件において使用することができる（下記のソフトウェアの使用許諾権に関わる費用を本件の入札価格の中に入れていない場合には、正しい入札であると認めることができないので注意すること。）。

### (ア) Microsoft 365 Education A3又はA5

既にMicrosoft Windows OS がインストールされているパソコンを対象として、最新版のOSにアップグレード、エディションアップ及びダウングレードする権利。

### (イ) Office 365 A3又はA5

### (ウ) Enterprise CAL Suite (エンタープライズ クライアントアクセスライセンス)

Enterprise CAL Suiteについて下記の製品の使用許諾権を保有している。

- ① Windows Server CAL
- ② Exchange Server Standard CAL
- ③ SharePoint Server Standard CAL
- ④ Microsoft Endpoint Configuration Manager MECM
- ⑤ Skype Server Standard CAL
- ⑥ Enterprise CAL
- ⑦ Microsoft Defender for Endpoint

### (エ) Student Use Benefit (学生利用特典)

Student Use Benefitについて下記の製品の使用許諾権を保有している。

- ① Office365 ProPlus
- ② Microsoft Defender for Cloud Apps
- ③ Microsoft Defender for Office 365
- ④ Windows 11 Education
- ⑤ Microsoft Intune / Intune for Education
- ⑥ Microsoft Entra ID P1
- ⑦ Microsoft Entra ID P2

## (3) 設定作業仕様

佐賀県と協議の上、校内LAN及び校内サーバと接続して動作するよう、設定・調整・動作確認等の作業を行うこと。主に想定している内容は次のとおり。

- ・ マスタ作成、既存ActiveDirectoryのドメイン参加に係る作業等
- ・ マイクロソフトアップデート等、OS・ソフトウェアの更新のタイミングを既存MECMサーバでコントロールできること
- ・ ウイルス対策ソフトの他、県が別途指定するソフトウェアの動作検証、関係システムとの検証スケジュール調整等の十分な技術的支援
- ・ Mira castレシーバーを、電子黒板に接続し、設定（チャンネルや電波強度、周波数等）・調整・動作確認を行うこと。その際に、SSIDは教室名などの分かりやすい名称に設定すること。詳細は別途県と協議すること。

- ・ Mira castレシーバーを接続するためのケーブルについては、受託者にて用意すること。
- ・ 教室内のLAN端子は1つのみ利用することとし、電子黒板や操作端末を使用する際に邪魔にならないよう考慮すること。
- ・ その他必要な設定・調整・動作確認等
- ・ 次期教育情報システム用の端末設定、各種ソフトウェアの導入が発生する可能性があるため、契約後の要件確認において、設定導入内容の協議と対応を行うこと。

以下の設定については、ヘルプデスク委託業者が対応を行うため、本調達の対象外とするが、設定に必要な情報提供等は主体的且つ前広に行うこと。

(必要な情報の例：端末管理番号、シリアル番号、MACアドレス等が紐づけられた情報)

- ・ アカウントの作成、設定（認証基盤のアカウント、Microsoft365アカウント及びローカルアカウント）
- ・ 不正接続防止システム、資産管理システムへの登録
- ・ 認証基盤からのグループポリシーの適用
- ・ Entra ID、Intune等の設定

県が指定する校内LAN接続テストに納入機器をもって臨み、問題が発生した場合、納期までに解消すること。

なお、作業に別途機器等が必要な場合、受注者の負担により用意すること。

受注者の責任により設定等の間違いが発見された場合は、即座に無償で正しい設定を行うこと。

## 3.5 調達付随作業

本業務における調達付随作業は次のとおり。その詳細は第5章で示す。

### 3.5.1 要件定義フェーズ

現状分析、課題分析を行い、電子黒板及び操作端末のキッティング・設置・保守に必要な要件を定義する。

### 3.5.2 マスタ作成・検証支援フェーズ

マスタ作成業務を行う。

また、アプリケーション検証の技術的支援を行う。

### 3.5.3 キッティング・設置フェーズ

電子黒板及び操作端末のセットアップ及び納入場所への納入作業を行う。

### 3.5.4 操作支援フェーズ

納入機種による操作方法に関する日本語表記による操作マニュアルの納入を行うとともに、各学校において最低1回の操作説明を実施すること。

### 3.5.5 保守フェーズ

電子黒板や操作用端末に不具合が生じた場合、あるいは不具合が生じるおそれがある場合に修理受付及びセットアップ作業を行う。

## 3.6 スケジュール

本調達に係るスケジュール及び納入期限は次のとおりとする。

構成	令和8年							～	令和13年	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	～	8月	9月
要件定義	▶									
マスタ作成及び検証支援		▶								
キッティング及び設置	▶							納入期限 令和8年9月30日		
操作説明	▶							納入日から起算して60ヶ月間		
保守							▶			

図. スケジュール (想定)

## 第4章 調達対象の詳細要件

---

### 4.1 機能要件

2.1 に示した環境により問題なく動作すること。

### 4.2 サービス要件

保守フェーズにおけるサービス要件は次のとおり。

#### 4.2.1 基本要件

受注者の電子黒板及び操作用端末セットアップの作業場所は、受注者の負担により受注者が用意するものとする。

端末セットアップ及び保守で必要となる人員や電話回線については受注者において確保するものとし、受注者が費用を負担するものとする。

#### 4.2.2 サービスレベル

##### (1) 保守のサービスレベル

納入物の保守に関して、内容等の詳細は以下の記載に基づくこと。なお、その作業に別途機器等が必要な場合、受注者の負担により用意すること。

##### (2) 保守体制

- ① 保守体制を確立し、発注者からの連絡を受付、適切に対応すること。
- ② 発注者からの連絡にあたり、電話及び電子メールの通信手段を確保すること。
- ③ 原則として受付及び現地作業の時間帯は、平日の9：00～17：00とすること。

##### (3) 保守内容

- ① 障害についての保守依頼があった際は、速やかに正常に稼働する状態まで復旧を行うこと。
- ② オンサイトサポートが可能なこと。原則として、障害連絡のあった日の翌日（遅くとも3営業日以内）に対応可能なこと。オンサイトでの障害復旧が難しい場合や部品調達などで保守が遅れる場合は、必ず利用者にその旨を説明し、発注者にも連絡すること。
- ③ 障害回復後は、設置接続を行った上で動作確認を行うこと。  
その他、保守の範囲については、必要に応じて県と協議し協力すること。

## 第5章 調達付随作業における詳細要件

---

### 5.1 要件定義フェーズ

- ・ マスタにて実装する設定、マスタで設定できない設定（IPアドレス、ホスト名、Active Directoryのドメイン参加等）について設定項目を整理すること。
- ・ 最適な展開（キッティング・設置等）方法について県と協議し、電子黒板等展開計画を策定し、県に提出すること。展開計画の実行状況については受注者が管理を行うこと。
- ・ 新しい機器の利用を開始するにあたり必要となる手順は、受注者が県と協議し作成すること。
- ・ 納入完了までの詳細なスケジュール表を提出し、県の承認を得ること。
- ・ 次期教育情報システム用の過渡期及び稼働後を見据えた端末設定、各種ソフトウェアの導入が発生する可能性があるため、契約後の要件確認において、設定・導入内容の協議を行い、それらを含めた対応を行うこと。

### 5.2 マスタ作成・検証フェーズ

- ・ マスタ作成を行うこと。
- ・ 授業支援ソフト、ウイルス対策ソフト等県が指定するライセンスソフトの動作検証、関係システムとの検証スケジュール調整等の十分な技術的対応を行うこと。
- ・ 次期教育情報システム対応のため、マスタ修正が必要になる可能性があるが、県より情報提供を行うため、設定・導入内容の協議を行いながら、マスタへの取込みを行うこと。

#### 5.2.1 マスタ作成

受注者は要件定義フェーズの成果をもとにマスタ作成を行う。

また、授業支援ソフト、ウイルス対策ソフト等の動作検証及び関係システムとの検証スケジュール調整等の技術的対応を行う。

なお、次期教育情報システム対応のため、マスタ修正が必要になる可能性があるが、県より情報提供を行うため、設定・導入内容の協議を行いながら、マスタへの取込みを行うこと。

### 5.3 キッティング・設置フェーズ

#### 5.3.1 キッティング

受注者はマスタ作成・検証支援フェーズの成果をもとに、操作端末のキッティング及び電子黒板及び操作端末等の各県立学校への納入作業を行う。キッティングについては、2.1の環境で電子黒板が使用できるよう設定すること。

セットアップ作業は、5.2で作成したマスタを基に、基本的に受注者の環境にて実施すること（インストール/セットアップ環境、必要なソフトウェアを準備すること）。なお、キッティングにあたって

納入学校での現地作業が必要となる場合は、受託者が主体的に県やヘルプデスク業務委託業者、学校と調整のうえ実施すること。

なお、学校現場で外部記録媒体を使用する場合は、パスワードロック付きのUSBメモリを使用する等、紛失時の対策を講じること。

(1) マスタ適用

5.2で作成したマスタを納入時適用していること。

(2) 校内LANへの接続等の設定

校内LANへの接続及びActive Directory、EntraID、Intune等の設定を行うこと。

詳細は要件定義で調整を行うが、活用場面としては、EntraIDはMSアカウント管理等、Intuneは端末へのソフトウェア配信等を想定している。

ネットワーク接続制限やWindowsサーバ（ドメイン参加）により利用できるようにしているため、受託者が主体的に県やヘルプデスク業務委託業者、学校と調整のうえ問題がないように準備及び調整をすること。なお、ヘルプデスク委託業者が対応を行うものは、ヘルプデスクの対応スケジュールを意識し、受託者は設定に必要な資料の準備・提示等を前広に行うこと。

LANケーブルを付属し、教室に有線LAN環境がある場合は、既設の情報コンセントと接続すること。旧ケーブルとの入れ替えを行う際は、老朽化による破損等に注意すること。ケーブルが抜けない、または抜けにくい場所がないか作業前に確認し、当該箇所がある場合には、無理に抜こうとせずに現場責任者に判断を仰ぐこと。万が一破損が発生した場合は、調達業者にて修理費用を負担すること。

設置する教室等に無線LAN環境がある場合は、無線LAN機器の接続設定を行うこと（※両方の環境がある場合は、両方の接続設定を行うこと。）。

(3) ソフトウェアのインストール

学校において使用可能となるように、本調達で指定したソフトウェア及び別途県が調達する授業支援ソフト等を操作用端末へインストールすること。

その他の授業に必要なソフトウェアについては県及び学校に確認しインストールすること。

(4) ラベル作成・添付

別途指定する資産管理識別ラベルを作成し、電子黒板及び操作用端末等に貼付すること。

電子黒板及び操作用端末には問い合わせ先、端末番号、賃貸借期間等を記載したラベルを貼付すること。その他の接続部材や付属品も紛失の可能性を踏まえラベル貼付や部材一覧表作成、据付バッグへの保管等を協議し、実施すること。

(5) BitLockerの有効化

県と協議のうえ、必要に応じて各端末に対してBitLockerを有効化すること。

### 5.3.2 設置

設置時には、5.3.1で対応できない設定（ドメイン参加、LAN接続等）については、5.1で作成した手順に従い、受注者の作業として実施すること。

電子黒板及び操作端末の設置は、県が指定する期間のうち、主体的に関係者と調整のうえ定めた日時での対応とし、別紙に示す拠点で指定の場所に設置すること。（中学校及び高校については、指定の期間のうち、学校の夏休み期間中の設置が望ましい。）設置にあたっては、作業日時や設置場所等の詳細について、事前に必ず学校側と調整を行うこと。

受注者は、納入物の運搬及び設置等の作業を実施するにあたり、発注者から納入先フロアの情報の提示後、速やかにスケジュールを提示すること。

また、作業に関して、内容等の詳細は以下の記載に基づくこと。

なお、その作業に別途機器等が必要な場合、受注者の負担により用意すること。

（１）事前確認

- ① 搬入にあたり、別紙に示す拠点において指定の場所への搬入ルート、組み立て作業を実施する場所の事前の現地確認を行い、学校の了承を得ること。
- ② 事前確認は原則として平日の９：００～１７：００に実施することとするが、これにより難しい場合は個別に相談すること。

（２）運搬

- ① 搬入にあたり輸送車の駐車が必要な場合は、搬入先に事前申請を行うこと。
- ② 作業は、原則として平日の９：００～１７：００に実施することとするが、これにより難しい場合は個別に相談すること。
- ③ 搬入後速やかに、開梱、機器の組み立てを行うこと。

（３）設置調整

- ① 作業は、原則として平日の９：００～１７：００に実施することとするが、これにより難しい場合は個別に相談すること。
- ② 機器の組み立て後速やかに、据付・設置作業を行うこと。

（４）ソフトウェアインストール

- ① 操作端末へのソフトウェアのインストールを行い、動作確認を行うこと。設置作業完了の判断は、各県立学校の管理職のサインまたは、代理となる職員のサインをもって作業完了とする。
- ② 納入後、不要となった梱包材等については、受注者の負担で処分すること。

（５）その他

- ① 納入に際して、現行機（既存端末）との入れ替えが発生する場合は、搬入時に現行機を廊下または各学校が指定する場所等へ移動及び設置すること。移動及び設置場所等の詳細については、事前に学校側と協議すること。

なお、現行機（既存端末）を学校が指定する場所に設置する際、指定場所の設置スペースは学校側で確保するものとする。（別の電子黒板がある場合は、事前に移動させる等。）

- ② 現行機（既存端末）との入れ替えが発生する場合は、主体的に別途県が指定する事業者との調整に協力すること。

## 5.4 操作支援フェーズ

納入機種による操作に関する操作マニュアルの作成を行い、各県立学校に納入台数+10冊分(冊)を納入すること。

マニュアルは、機器本体に吊り下げる等の方法により、常時閲覧可能な状態で設置すること。

また、各マニュアルデータを県へ納入すること。

マニュアルは受注者の負担により用意すること。

## 5.5 保守フェーズ

### 5.5.1 ハードウェア保守業務

#### (1) ハードウェア復旧業務

受注者は、ヘルプデスク業務委託業者等からハードウェア障害連絡を受けた場合は、修理受付、対象の県立学校での故障の確認、修理(部品交換等の作業)等を行う。

記録媒体を修理(部品交換等の作業を含む)する場合は、外部への情報漏洩を防ぐ措置を講ずること。

## 5.6 廃棄フェーズ

受注者は、賃貸借(リース)期間の終了後は、各学校から賃貸借物件の回収を行うこと。回収後は、賃貸借物件のデータ消去を行い、作業完了後、データ消去証明書を提出すること。データ消去等方法については、最低限NIST-SP800-88の基準に基づき実施するものとし、回収や廃棄等に要する費用は受注者の負担とする。ただし、賃貸借物件については賃貸借期間の終了後、県に無償譲渡とすることも考えられるため、あらかじめ想定しておくこと。無償譲渡における対応方法等については、県と協議の上、定めることとする。ただし、返却された場合は受注者にて廃棄すること。

消去の際に、必要な情報等については、県と受注者とで協議の上、県から受注者に提供することとする。なお、廃棄に係る具体的な作業内容は県と協議の上、決定すること。

## 第6章 業務遂行に関する要件

---

### 6.1 プロジェクト管理

#### 6.1.1 プロジェクト管理方法

PMBOK (Project Management Body of Knowledge) など、世界的にも標準手法として認知されている、プロジェクト管理方法を用いること。

#### 6.1.2 プロジェクト基礎データの収集報告方法

プロジェクトの進捗・品質を担保するために必要な基礎データを明確にし、その取得方法、報告方法について県と合意したうえで収集すること。県に対する報告は収集した基礎データをもとに行うこと。

### 6.2 体制及び要員に関する要件

#### 6.2.1 プロジェクト体制

本調達に於ける遂行に関するプロジェクト実施体制を敷き、体制表を県に提出すること。

外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

#### 6.2.2 要員計画

本調達における要件定義フェーズ、マスタ作成及び検証支援フェーズ、キッティング・設置フェーズ、保守フェーズを遂行するために、プロジェクトマネージャーを1人割り当てること。

プロジェクト要員を計画し、要員の情報（プロフィール情報、スキル情報、参画期間、経験情報）を明確にすること。

#### 6.2.3 組織管理・コミュニケーション管理方法

本調達におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ県と合意すること。

### 6.3 打合せ・報告に関する要件

受注者は、本調達のスケジュール等に十分配慮し、県及びヘルプデスク業務委託業者、校内LAN保守業者等との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

受注者は、本調達の実施にあたり、県と行う打合せ、報告等に関する議事録を作成し、県にその都度提案して内容の確認を得るものとする。

## 6.4 本調達の納品物

### 6.4.1 納品物の内容

以下に示すものを県が示す期限までに納品すること。

なお、納品物に関しては、各フェーズの完了時に提出を行うこと。内容は県と協議し、承認を得たものを提出すること。

(1) 本仕様書の要件及び稼働機器

電子黒板及び操作用端末等一式（県立学校校内LAN環境における固有の情報、OS・Officeのセキュリティプログラムアップデート、ウイルス対策ソフトのインストール等の設定済みのもの）。

(2) 本調達に係る各種ドキュメント

県が主に想定する納品物については「納品物一覧」のとおりとする。なお、詳細については県と協議の上決定する。

表. 納品物一覧

フェーズ	成果物	内容
要件定義	電子黒板等展開計画書	電子黒板の設置計画
	全体スケジュール	要件定義から電子黒板等の設置までの詳細なスケジュール
	電子黒板新規利用手順書	利用者が新しい電子黒板を利用する際に必要な手順
	要件定義書	電子黒板及び操作端末に係る要件定義書
マスタ作成 及び検証支援	リカバリーメディア (USBメモリ等)	工場出荷時の端末初期情報（メーカーとして存在する場合に限る）
	ドライバズメディア (USBメモリ等)	端末のセットアップに必要な各種ドライバー（メーカーとして存在する場合に限る）
	マスタメディア (USBメモリ等)	端末の初期情報及び作成したマスタイメージ
	マスタ設定手順書	マスタ設定手順
	検証手順書	アプリケーション検証項目および検証手順
キッティング・設置	電子黒板等設置実績報告書	拠点ごとの電子黒板等設置状況の報告
	機種・設定情報一覧表等	機種情報・設定情報の一覧（最終納品物） IPアドレス、MACアドレス、機器製造番号、機器管理番号（本体へシール等を貼ること）、設置場所等を記した一覧表
		IPアドレス、ホスト名の命名ルール
		グループポリシー等、ActiveDirectoryの設定シート
		上記のほか、納入物品を管理・運用するために必要なドキュメント等
操作支援	マニュアル	機器、ソフトウェアの取扱説明書及びマニュアル
	マニュアルデータ	マニュアルデータ
その他	各種会議・打合せ議事録	県と協議して定める内容
	プロジェクト実施体制表	

#### 6.4.2 形式等

書類（紙媒体）は、A4判縦長横書き両面を原則とし、日本語表記のもの1部を提出すること。

書類（電子媒体）は、CD-R又は、DVD-Rにより1部提出すること（ファイルフォーマットは、Microsoft Office Word形式、Excel形式、PowerPoint形式、pdf形式のいずれかとする）。

リカバリーメディア、ドライバズメディア及びマスタメディアは、それぞれ3部提出すること。

#### 6.4.3 納品場所

県の指定する場所に納品すること。

# 第7章 その他

---

## 7.1 機密保持

- (1) 受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。但し、次のいずれかに該当する情報は除くものとする。
  - ・ 取得した時点で、既に公知であるもの
  - ・ 取得後、受注者の責によらず公知となったもの
  - ・ 法令等に基づき開示されるもの
  - ・ 県から秘密でないと指定されたもの
  - ・ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県と協議の上、承認を得たもの
- (2) 受注者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、或いは複製しないものとする。
- (3) 受注者は、本調達に係る作業に関与した受注者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 受注者は、本調達に係る検収後、受注者の事業所内部に保有されている本調達に係る県に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消すると共に、県から貸与されたものについては、検収後1週間以内に県に返却するものとする。

## 7.2 情報セキュリティに関する受託者の責任

### 7.2.1 情報セキュリティポリシーの遵守

- (1) 受託者は、別添の「佐賀県情報セキュリティ基本方針」を遵守すること。
- (2) 個人情報の扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

### 7.2.2 情報セキュリティを確保するための体制の整備

- (1) 受注者は、佐賀県のセキュリティポリシーに従い、受託者組織全体のセキュリティを確保すると共に、発注者から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。
- (2) 個人情報保護のための体制を整備すること。

## 7.3 法令等の遵守

- (1) 受注者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- (2) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受注者が定めた個人情報

報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報 を適正に取り扱うこと。

## 7.4 契約不適合責任

本作業にて納入する全ての納入物について、契約不適合責任を負う。

納入物が本仕様書に適合しない旨の通知が県からあった場合には、受託者の責任及び負担において、県が相当と認める期日までに関連する納入物を修正の上、提出するものとする。

契約不適合責任期間は、契約期間終了後1年を経過するまでとする。

## 7.5 その他

- (1) 本仕様書に定める業務にかかる費用は、すべて提案価額に含まれるものとする。
- (2) 3.3に示す仕様に従い、納入期限までに、即時使用可能な状態にすること。
- (3) 納入する電子黒板及び操作用端末はそれぞれ同一機種とすること。
- (4) 本件に関するすべての作業において、厚生労働省令に定める労働安全衛生規則に則り、常に安全確保に必要な措置を講じること。
- (5) 工事の安全対策については、常に工事の安全に留意し、現場管理を十分に行い、災害防止に努めなければならない。
- (6) 最新の佐賀県環境物品等調達方針の判断基準を満たす製品とすること。
- (7) この仕様書に記載のない事項又は疑義のある事項については、県と受託者が協議の上解決するものとし、事業者の一方的解釈によってはならないこと。
- (8) 本業務の適切な履行に向け、事業者は主体的に県や学校に対し提案や調整を実施すること。